

安全衛生情報 No. 2 R6.9

富士労働基準協会

TEL 0545-52-5801 fax 0545-53-0333

mail : kousyu@fujiroukikyo.jp

1	定期健康診断等実施状況	_____	P 1
2	職業性疾病発生状況	_____	P 2
3	過労死等の労災補償状況	_____	P 4
4	化学物質管理のポイント	_____	P 7
5	取組事例—転倒災害防止、腰痛予防等	_____	P 9
6	作業行動による労働災害	_____	P10
	(「転倒」「動作の反動・無理な動作」「ぬかづけ運動」)		
7	騒音性難聴と加齢性難聴	_____	P14
8	健康確保・健康増進対策の進め方	_____	P16
9	関係機関、助成金、相談窓口等情報	_____	P16
10	講習、イベント等のお知らせ	_____	P17

【1 定期健康診断等実施状況】

【令和5年定期健康診断実施結果概要】（静岡労働局管内）

- 1 所見のあった者の割合 59.4%（平成26年51.6%）
- 2 有所見率が高い項目（ ）内は平成26年
 - ① 血中脂質検査 31.4%（32.9%）
 - ② 血圧 17.5%（12.9%）
 - ③ 肝機能検査 15.4%（14.1%）
 - ④ 血糖検査 15.3%（13.3%）
 - ⑤ 貧血検査 10.0%（7.4%）
 - ⑥ 心電図検査 9.4%（8.8%）
 - ⑦ 聴力検査（4000Hz）7.4%（7.7%）

【令和5年特殊健康診断実施結果概要】（静岡労働局管内）

- 1 所見のあった者の割合 4.81%
- 2 有所見率が高い有害業務
 - ① VDT作業（情報機器作業） 20.47%
 - ② 騒音作業 14.70%
 - ③ 潜水業務 12.94%
 - ④ 電離放射線 8.88%
 - ⑤ 超音波溶着機 5.88%
 - ⑥ 振動工具（チェンソー以外） 4.67%

【2 職業性疾病発生状況】

【令和5年職業性疾病発生状況】（静岡労働局管内）

1 総件数 310 件

2 発生件数の多い疾病

① 腰痛（負傷に起因するもの）	174 件	（56.1%）	
② 異常温度条件による疾病*	34 件	（11.0%）	※うち熱中症は23件
③ 腰痛（負傷によらないもの）	18 件	（5.8%）	
④ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	15 件	（4.8%）	
⑤ 化学物質による疾病（がんを除く）	15 件	（4.8%）	

3 発生件数の多い業種

① 保健衛生業	92 件	（29.7%）
② 製造業	67 件	（21.6%）
③ 商業	43 件	（13.9%）
④ 接客娯楽業	31 件	（10.0%）
⑤ 運輸交通業	24 件	（7.7%）
⑥ 建設業	16 件	（5.2%）

4 職業性疾病による死亡災害

① 建設業：化学物質による疾病

火力発電所建設工事において、排煙ダクト内で被覆アーク溶接作業を行っていた被災者が一酸化炭素中毒となり、死亡した。なお、同じく溶接作業を行っていた1名と救助しようとした9名も一酸化炭素中毒となった。

② 建設業：負傷に起因する疾病

草刈り作業中に、手指を蜂に刺され、アナフィラキシーショック補助治療薬を使用した。数日後に死亡した。

③ 運輸交通業：過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等

構内でトラックの荷台で荷物の積み込み作業中に突然意識を失い倒れた。近くにいた同僚が救急車を呼び、病院に搬送されたが同日に死亡。複数月平均90時間の時間外・休日労働が認められた。

第1回化学物質管理強調月間 令和7年2月

化学物質管理強調月間は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動を定着させるため、新たに創設されました。

本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に実施されます。

【参考】「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」（厚生労働省 R6.6.27）より

1 事故の型別件数（令和 5 年）

総数 542 件（死亡 8 件）

「有害物等との接触」 463 件
 「爆発」 49 件
 「火災」 30 件

※「有害物等との接触」及び総数は過去 10 年で最多となっている

2 「有害物等の接触」令和元年～3 年の計 1,229 件の分析概要（災害事例抜粋は下表）

- (1) 業種別最多：「**食料品製造業**」162 件（13.2%）
 以下、多い順に「化学工業」、「清掃・と畜業」、「金属製品製造業」、「建築工事業」、「小売業」、「飲食店」
- (2) 製品等別最多：「**洗剤・洗浄剤**」371 件（30.2%）
 以下多い順に、「ガス」、「消毒・除菌・殺菌・漂白」、「工程で使用する酸類」、「水酸化ナトリウム・水酸化カリウム」
- (3) 作業別最多：「**清掃・洗浄**」382 件（31.1%）
 以下多い順に、「その他作業」、「移し替え・小分け・交換・補充」、「製造」、「工事」、「点検・修理・メンテナンス」

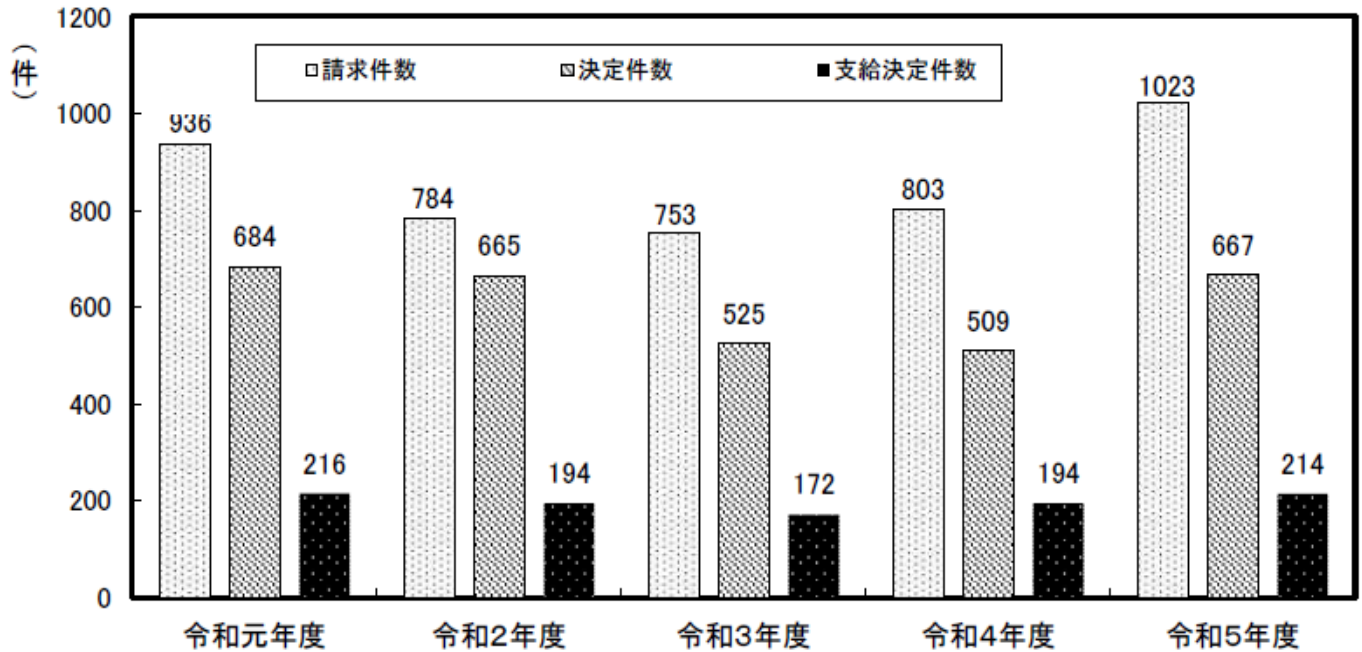
3 労働災害の発生が多い上位 10 業種における災害事例（典型的なものの抜粋）

業種	作業内容	傷病名	発生状況
食料品製造業	消毒液調整	角膜上皮びらん	午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70 リットルの水が入ったタンクに 次亜塩素酸ソーダ を計量カップで 100cc 入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。
化学工業	清掃・洗浄	薬傷	工場内において、前製造で使用した配管の自動洗浄中であるにも関わらず、次の製造に使用するための配管を形成しようとして、誤って自動洗浄中の配管を外してしまったため、 アルカリ洗浄液 が飛散し、当人に降りかかった。
金属製品製造業	清掃・洗浄	化学熱傷	アルミのエッチング薬品液を更新作業において、水が入ったエッチング槽に粉末状の 苛性ソーダ を投入したところ、水を約 60℃に加熱していたため突沸が起こり、飛散した薬品液が顔面、首、脇腹にかかり化学熱傷を負った。
建築工事業	工事	薬傷	ゴム手袋の口や作業ズボンや長靴の口に コンクリート が付着したままコンクリート打設作業をしていた。突然雨が降るもそのまま作業を続けたところ、手や足がヒリヒリ痛み出し、やけど状態となった。
土木工事業	コンクリート研り作業	一酸化炭素中毒	水路トンネル内で内部の土間研り作業を、エンジン発電機 3 台とジャバラ付き送風機 2 台を設置して行ったところ、 一酸化炭素中毒 となった。
その他の建設業	設備設置工事	薬傷	工場内での作業終了後に片付けをしていたところ、頭上のドレン抜き管に気づかずヘルメットで強打したためドレンがバルブごと破損し、配管内の 酸性ドレン を全身に浴び、薬傷を負った
道路貨物運送業	液体納入	薬傷	納入先で、タンクへ 塩酸 の納入作業終了後、納入口から液漏れがあったのでバルブの閉め忘れと勘違いして操作したところ、閉まっていたバルブを誤って開けてしまい、タンクへの配管内の残液が漏洩・飛散し、上腕にかかった。
小売業	清掃・洗浄	角膜に傷	指定のゴーグルを着用して厨房の床の清掃作業を行った。清掃終了後、ゴーグルを外した状態で 洗剤 を定位置に戻そうとした際にフォームガンが外れ、飛散した洗剤が右目に入り受傷した。
飲食店	移し替え・小分け・交換・補充	角膜上皮欠損	厨房内の清掃後、洗剤の補充をする際、手が滑り、 油脂洗剤 スプレーヤー（ほぼ満タン状態）が床に落ち、跳ね返った洗剤を顔にかぶった。

【3 令和5年度「過労死等の労災補償状況」(R6.6.28 厚生労働省)】

【脳・心臓疾患に関する労災補償状況】

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



【支給決定状況】

1 業種別 (中分類上位 15 業種参考)

道路貨物運送業 (中分類) 66 件、小売業・卸売業 (大分類) 29 件、「宿泊業、飲食サービス業」(大分類) 25 件、建設業 (大分類) 23 件、の順に多い

2 職種別

輸送・機械運転従事者 67 件 サービス職業従事者 29 件 専門的・技術的職業従事者 22 件 管理的職業従事者 21 件 販売従事者 18 件 運搬・清掃・包装等従事者 17 件の順に多い

3 年齢層別

「50～59 歳」96 件、「60 歳以上」53 件、「40～49 歳」52 件の順に多い

4 時間外労働時間別 (1 か月又は 2～6 か月における 1 か月平均)

(1) 「評価期間 1 か月」では「100 時間以上～120 時間未満」24 件が最も多い

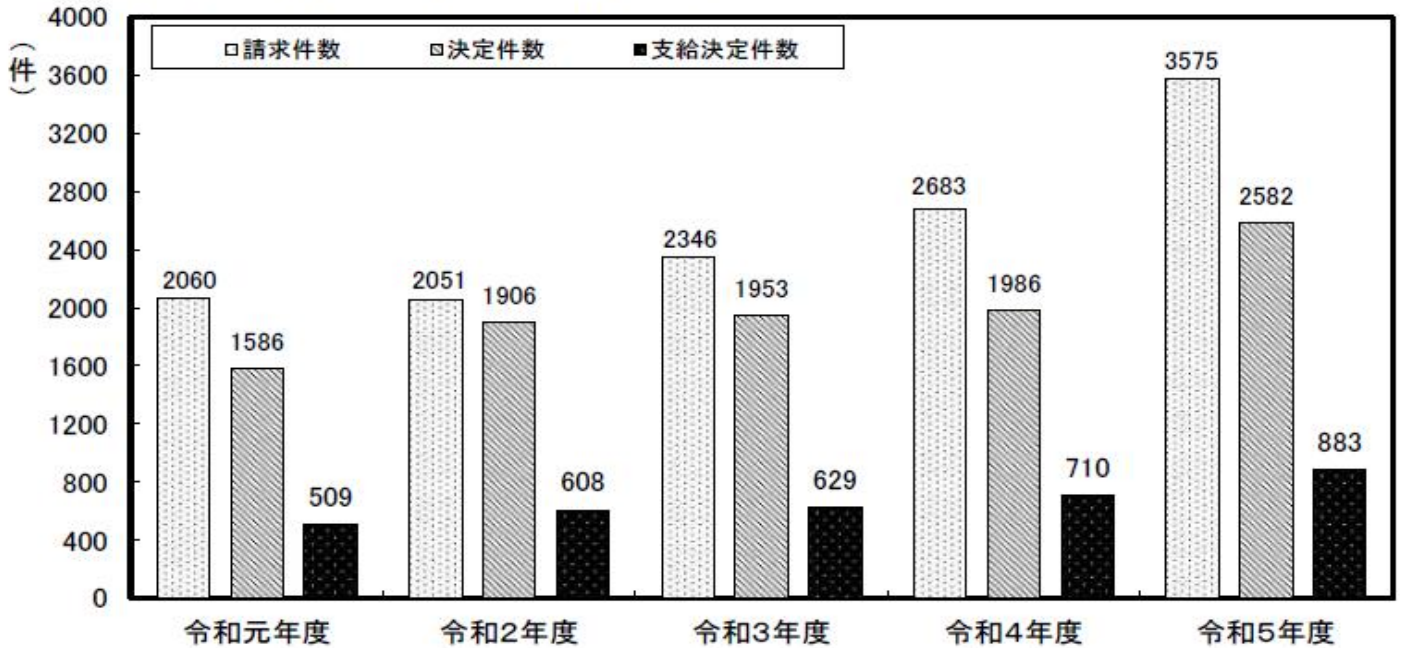
(2) 「評価期間 2～6 か月における 1 か月平均」では「80 時間以上～100 時間未満」53 件が最も多い

5 死亡者

支給決定した 214 件のうち、死亡者は 56 件

【精神障害に関する事案の労災補償状況】

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



【支給決定状況】

1 業種別

大分類では「医療、福祉」219件、「製造業」121件、「卸売業、小売業」103件の順に多い

中分類では「医療、福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」112件が最多

2 職種別

「専門的・技術的職業従事者」259件、「事務従事者」154件、「サービス職業従事者」126件の順に多い

3 年齢層別

「40～49歳」239件、「20～29歳」206件、「30～39歳」203件の順に多い

4 出来事別

「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」157件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」111件、「セクシュアルハラスメントを受けた」103件の順に多い

5 自殺者（未遂含む）

支給決定した883件のうち、79件

支給決定件数の多い出来事（抜粋）

出来事の種類	具体的な出来事	決定件数	支給決定件数
事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	127	47
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	154	111
仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	265	100
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	61	35
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	52	33
パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	289	157
対人関係	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	118	59
	上司とのトラブルがあった	598	21
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた（新規追加）	83	52
セクシャルハラスメント	セクシャルハラスメントを受けた	156	103
特別な出来事※		71	71

※ 特別な出来事の種類

特別な出来事の種類	心理的負荷の総合評価を「強」とするもの
心理的負荷が極度のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした（業務上の傷病による療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む） ・ 業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く） ・ 強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシャルハラスメントを受けた ・ その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの
極度の長時間労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った

【4 化学物質管理のポイント】

I 使用化学物質の把握・確認

- 1 SDS 通知義務対象物質か？
- 2 発がん性物質か？
- 3 皮膚等障害化学物質か？
- 4 濃度基準値設定物質か？
- 5 関係法令の適用の有無は（有機溶剤、特定化学物質等）？

自律的管理に関する化学物質一覧
(富士労働基準協会 HP)



II リスクアセスメントの実施 (CREATE-SIMPLE など)

- ※ リスクアセスメントの実施義務がない化学物質について（「SDS 通知義務がない物質」、「主として一般消費者の生活の用に供されるための製品」など）も、リスクアセスメントを実施して、ばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならない
- ※ 化学物質について、皮膚や眼に対する障害リスク等に関するリスクの有無が確認できない場合には、保護手袋等の適切な保護具を使用させるよう努めなければならない

注) GHS 区分情報がない物質については、取扱説明書等のメーカー情報などを参考にリスクアセスメントを実施して下さい。その際、CREATE-SIMPLE などの数理モデルツールは適正なリスク評価ができないので注意すること

III リスク低減措置

以下の方法により、ばく露の程度を最小限度とすること

- 1 有害性の低い代替物質の使用※¹
- 2 発散源の密閉、局所排気装置等の設置
- 3 ばく露リスクを低減する作業方法への改善
- 4 有効な呼吸用保護具を使用させる等※²

※¹ 代替物質の使用については、あらかじめ当該物質のリスクアセスメントを実施し、リスクレベルを確認のうえ、判断してください

※² 保護具の使用は、上記 1～3 の対策が困難な場合のほか、1～3 の対策では不十分と判断される場合など、ばく露の程度を最小限度とするために有効な対策となります

- ✓ 上記 3 ステップについては、化学物質管理者が中心となり実施しますが、安全管理者、衛生管理者、保護具着用管理責任者、職長（作業主任者など）等と十分連携して実施してください
- ✓ 把握した化学物質は「化学物質管理台帳」（参考例 次ページ）を作成し管理してください
- ✓ リスクアセスメント実施結果及び低減対策について、「CREATE-SIMPLE」の「結果一覧」を利用するなど、管理台帳を作成し、保存してください

【化学物質管理台帳参考例】

F R K化学物質管理台帳

最終更新日 令和5年4月1日

商品名 (メーカー)	取扱部署等	化学物質名(含有量)等	CAS 番号	ラベル (別容器含む)	S D S (直近改定日)	通知義務 対象物質	発がん性物質 (作業記録)	濃度基準値 設定物質	皮膚等障害 化学物質	危険物 毒物・劇物	有機溶剤 特化物 鉛 等 腐食性
		リスクアセスメント実施日									
苛性ソーダ 水溶液 (〇〇〇(株))	排水処理工程 中和剤	水酸化ナトリウム (25%)	1310- 73-2	○	○ (2016/06/16)	○	-	-	○	劇物	腐食性
		R5.3.1									
エタノール (〇〇〇(株))	フィットテスト	エタノール (99.5%)	64-17-5	○	○ (2023/02/03)	○	△ (飲用不可)	-	-	引火性	-
		R5.3.1									

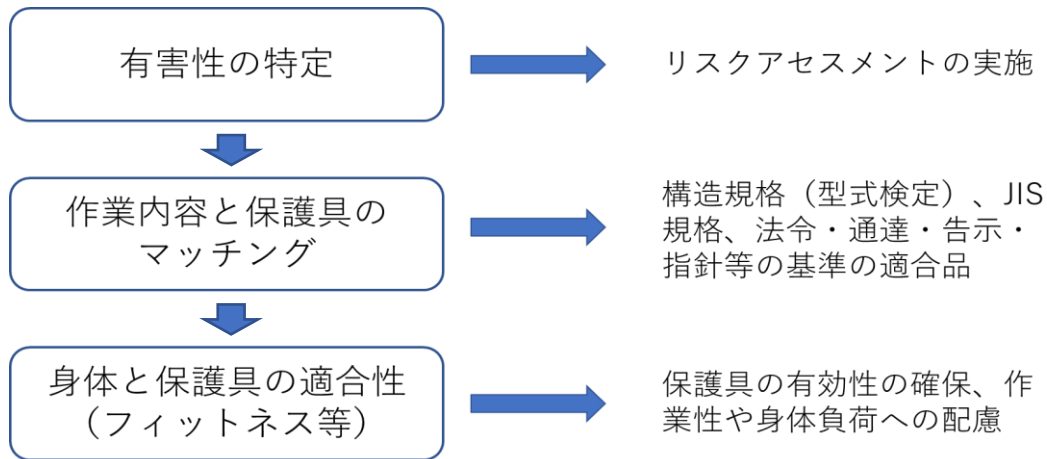
【化学防護保護具について】

呼吸用保護具、不浸透性の保護手袋などの化学防護保護具は、ばく露のリスク低減対策には必要不可欠となります

- ✓ 保護具着用管理責任者は『保護具の三管理』を徹底しましょう



- ✓ 『保護具選択の三条件』を十分理解し、適正に選択してください
保護具は選択を誤ると重大事故にもつながります



保護具の重要ポイント!!

【呼吸用保護具】 適正に選択しても、顔に密着していないと意味がありません
作業開始前のシールチェック、定期的なフィットテストの実施が基本です

【保護手袋】 取り扱う化学物質に対する不浸透性 (透過性能等)が重要となります
素材や厚みなど十分検討し^{*}、作業に対応したものを選択してください

※「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」(厚生労働省)→協会 HP 掲載
福井大学 CRA・「保護手袋選定」ツール→福井大学 HP 参照

【5 取組事例-転倒災害防止、腰痛予防等】

転倒災害防止、腰痛予防など、思うように効果が上がらない、どのように対策すべきがよくわからない、との声が聞かれます
 「SAFE コンソーシアム」ポータルサイト（厚生労働省）の「アワード」をクリックすると、企業の取組事例が紹介されていますので、参考としてください



令和5年度表彰事業場の取組事例の紹介

転倒災害防止部門

腰痛予防部門



ゴールド賞

花王株式会社

やってみよう！かんたんセルフチェック～転倒に強い身体づくり～



ゴールド賞

JFEスチール株式会社

腰痛予防!!従業員 の体力と動作へアプローチ 20年間の取組みで休業者減少



取組事例集

令和4年度 SAFE アワード事業場取組事例集も掲載されています（ダウンロード可）

- ・「転倒災害防止部門」
- ・「腰痛予防部門」
- ・「ウェルビーイング（安全衛生）部門」
- ・「企業等間連携部門」

令和4年度
SAFEアワード
取組事例集



「SAFE コンソーシアム」
（厚生労働省）

▶ 令和4年度 取組事例集はこちら

【6 作業行動による労働災害「転倒」・「動作の反動・無理な動作」】

(1) 作業行動による労働災害（「転倒」、「動作の反動・無理な動作」）の状況

令和5年静岡労働局管内の「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の休業4日以上の労働災害発生件数は、

- ① 転倒 1,191名 (26.0%)
- ② 動作の反動・無理な動作 644名 (14.1%)

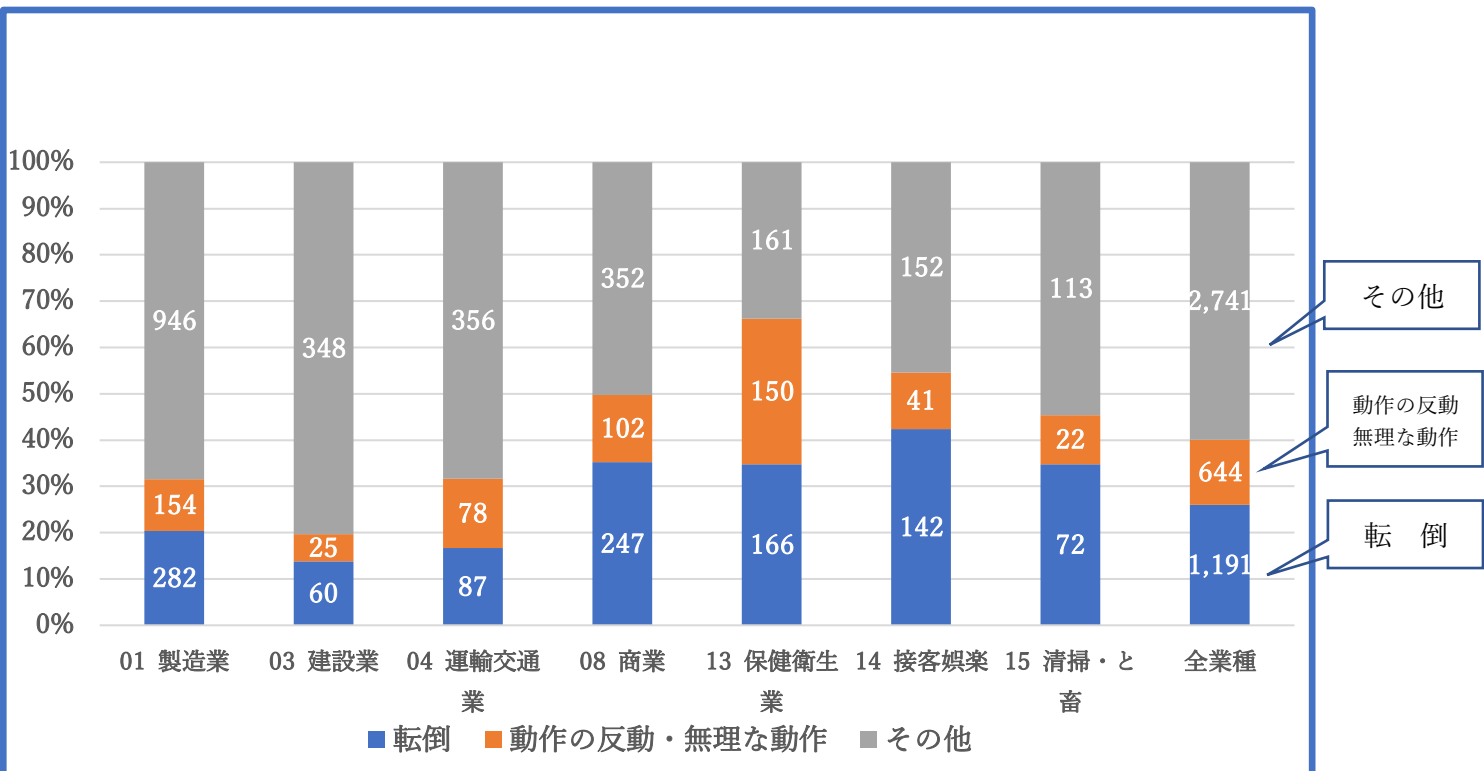
となっております、この2つの型で1,835名(40.1%)となっております

少子高齢化を背景に、中高年齢者及び女性労働者が年々増加していることが大きな要因となっており、特に転倒災害は中高年の女性労働者で多く発生し、休業日数も長期化する傾向が見られます



P13「ぬかづけ運動リーフレット」参照

令和5年 「転倒」、「動作の反動・無理な動作」 主要業種別発生割合
(静岡労働局管内 コロナによる死傷者は除く)



(2) 第14次労働災害防止計画（厚生労働省）「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策」の重点事項

【転倒防止対策】

転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、

➤ 個々の労働者の以下のソフト対策

① 転倒しやすさへの対応

→ 転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等

② 怪我のしやすさへの対応

→ 自治体を実施している骨粗しょう症検診の受診勧奨等

➤ パート、アルバイトも含めた安全衛生教育の着実な実施（特に第三次産業）

【腰痛予防対策】

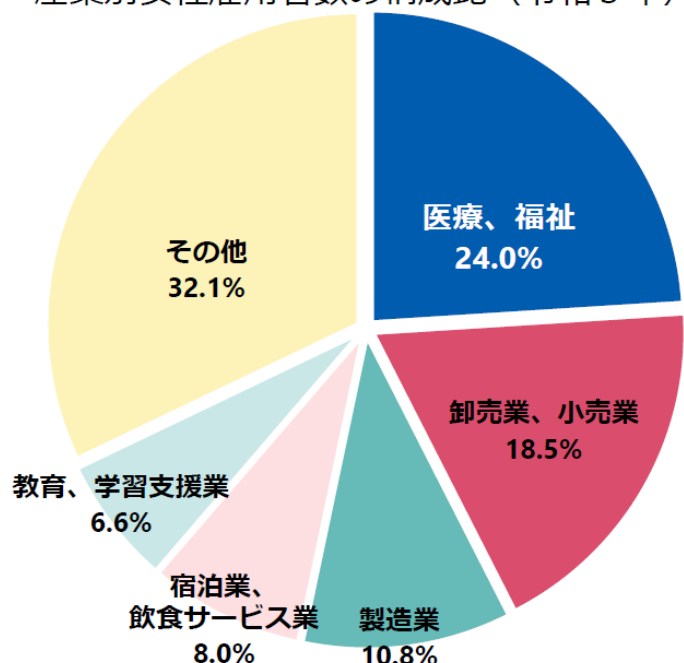
介護・看護：身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入

荷物取扱い：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、リフターや自動搬送装置を使う、重量物注意の警告表示を行う等

【参考】「産業別女性雇用者数の構成比」

全国の女性雇用者の産業別の構成比で、第三次産業の「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」で50.5%を占める

産業別女性雇用者数の構成比（令和5年）



資料出所：「労働力調査」（令和5年）

職場の安全対策を！



「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**を見つけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じてしますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業員への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の**運動**

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

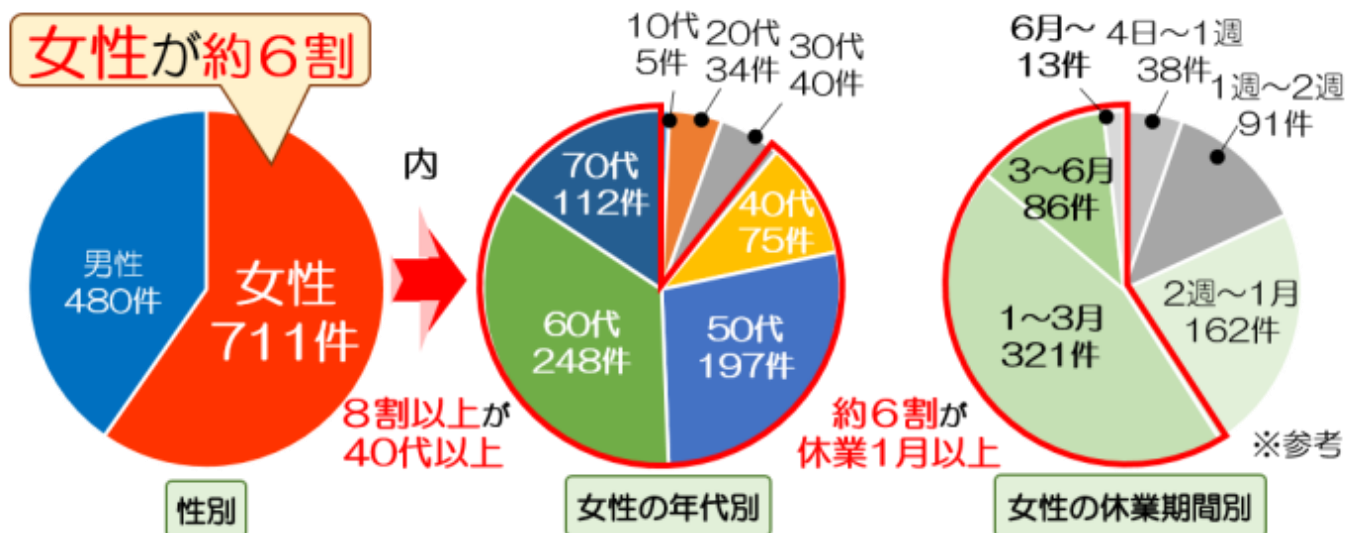
静岡県内における労働災害（令和5年 4,576件）



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて高い発生率となっています。

令和5年の静岡県内における転倒災害1,191件のうち、女性が約6割、そのうち8割以上が40代以上、約6割が休業1か月以上、となっています。



転倒災害防止対策は、転倒しにくい職場環境づくり（ハード対策）と併せて、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさにも対応することが必要です（ソフト対策）

Q 転倒しやすい人はいませんか？

転倒リスクをチェック

リスクが高い労働者 ↓

運動プログラムの導入



(例)『転倒等リスク評価セルフチェック票』
(厚生労働省)



(例)『転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～』
4分15秒 (厚生労働省)

Q 骨密度が低下して怪我（骨折）しやすい人*はいませんか？

骨粗しょう症検診など利用勧奨を!!

結果によっては、精密検査の勧奨をお願いします

※ 特に女性の場合、更年期になると急激に骨密度が低くなる場合があります

富士市では「骨の健康相談会」をフィランセ等で実施しています。富士宮市では「骨粗しょう症検診」を実施しています。対象はそれぞれ決まっています。

また、富士市、富士宮市とも事業所に出向いて、さまざまな健康づくりを支援しています。

問合せ先：富士市地域保健課 TEL 0545-64-8993

：富士宮市健康増進課 TEL 0544-22-2727

骨粗しょう症を予防するために

- バランス良く食事をして（カルシウム、ビタミンD、ビタミンKの摂取を意識して）、適度に日光浴（ビタミンD生成作用）をしましょう
- 年齢や体の状態に合わせた適度な運動をしましょう
- 自治体で実施している骨粗しょう症検診など利用し、骨密度を確認しましょう

【7 騒音性難聴と加齢性難聴】

【騒音性難聴】

おおむね5年以上の長期間、騒音（おおむね85dB以上）にさらされたことによって起こる、内耳の有毛細胞障害に伴う慢性の感音難聴*で、治療方法はないが、騒音にばく露しないと進行しない

特徴：c⁵dip という周波数4,000Hz辺りの聴力が低下し、その後高音域を中心に全体的に低下（電子体温計のビープ音（計測完了の電子音）が聴こえない/無声子音（佐藤、加藤のサ・カなど）が判別しにくい）



【加齢性難聴（老人性難聴）】

加齢による内耳の有毛細胞等の減少、退縮による感音難聴で、治療方法はないが、補聴器の活用等により進行速度を遅らせることはできるとされている

特徴：「騒音性難聴」のc⁵dipは無く、1,000Hz～2,000Hz辺りから低下が目立ち始め、高音域を中心に全体的に低下（騒音性難聴が進行すると、加齢性難聴と区別が困難）

※難聴には、「伝音難聴」と「感音難聴」があり、「伝音難聴」は外耳や中耳の器質的な障害によるもので、治療が可能であるが、「感音難聴」は内耳の聴覚神経系統の障害によるもので治療方法がないとされている

「騒音障害防止ガイドライン」（R5.4改正）

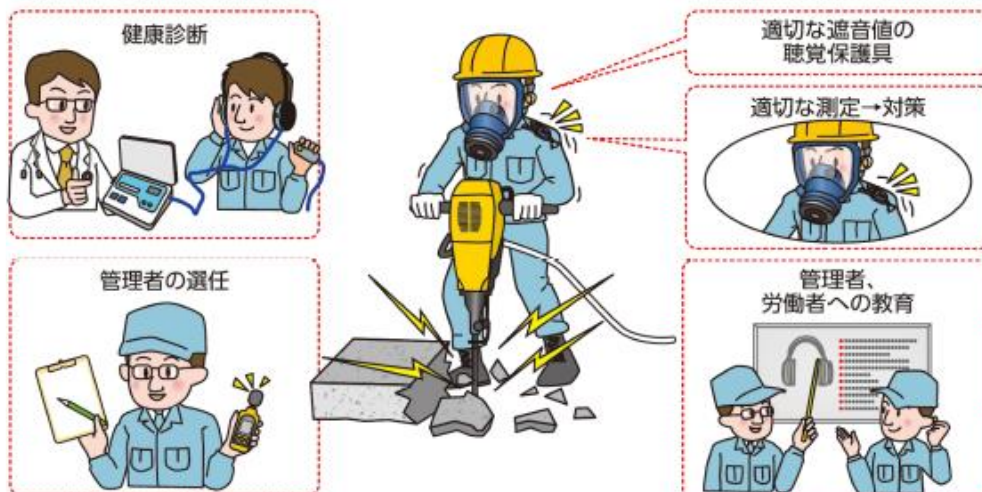
「騒音性難聴」は、治療方法がないこと、騒音ばく露が無くなれば進行しないことから、「早期発見」（騒音健康診断の実施）と「早期対策」（騒音ばく露の低減等）を主眼としている

【改正ガイドラインの主なポイント】

- ① 「騒音障害防止対策管理者」（講習カリキュラム規定）の選任
- ② 騒音レベルの測定方法の追加→「定点測定」、「個人ばく露測定」、「等価騒音レベルの推計」
- ③ 騒音健康診断の内容変更→雇入時等健診の検査項目に6,000Hzを追加、定期健診等の4,000Hzの音圧の見直し ※ **早期発見のため確実に実施を!!**
- ④ 聴覚保護具の選定方法 → JIS規格の改正に対応 ※ **遮音値を確認すること!!**
- ⑤ 元方事業者の責務

建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと

- 改正ガイドライン対象事業場は、次ページに掲げる作業場を有する事業場です
- 協会では、改正ガイドラインによる「騒音障害防止対策管理者講習」をR6.12に開催します
また、騒音計（新規格）を無料で貸し出していますので、ご活用願います



（イラスト：厚生労働省ガイドラインパンフレットより）

(別表第1) 以下の業務を行う屋内作業場(労働安全衛生規則 588 条指定作業場)

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務
- (7) チッパーによりチップする業務
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務

(別表第2) 以下の業務を行う作業場(ガイドライン指定作業場 屋外作業含む 但し、(46)は坑内のみ)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバ等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務
- (4) 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務
- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務
- (12) 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務
- (23) 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務
- (30) ダブルツインスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務
- (35) 高速輪転機により印刷の業務
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務
- (37) 高圧リムーバを用いてIC パッケージのバリ取りの業務
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務
- (39) 乾燥設備を使用する業務
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務(坑内の作業場)
- (47) バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務

【8 健康確保・健康増進対策の進め方】

少子高齢化社会のなかで、中高年齢就業者、女性就業者の割合は年々増加しています

こうした状況下で、労働者の健康確保対策は、労働災害の防止、生産性の向上の観点などからも必要不可欠であることを事業者はあらためて認識する必要があります

健康確保対策を効果的に推進するうえで、産業現場における衛生管理のみならず、労働者自身の日々の適切な生活習慣が必要不可欠です

(1) 対策を推進するため、外部資源の活用も検討しましょう

- コラボヘルス（協会けんぽ等の医療保険者と連携）
- 市町などの自治体（健康増進事業等の活用勧奨）
 - ※ 各市町では、骨密度測定、生活習慣病予防のための運動講座など、健康づくりのための各種支援事業を実施しています（基本的に無料ですが、市町や支援内容によって有料の場合もありますのでご確認ください）
- 静岡産業保健総合支援センター（【8 関係機関、助成金、相談窓口等情報】参照）
- 富土地域産業保健センター（【8 関係機関、助成金、相談窓口等情報】参照）
- スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブなどの利用勧奨） など

(2) 最も大事なことは、労働者が、
i 自身の健康状態をしっかりと把握（状況把握）
ii 生活習慣の重要性・課題について理解（課題把握）
iii 課題解決に向け実践（課題解決）

(3) そのため、事業者は、
i 健康状態の把握・管理（健診、健康測定、セルフチェック、生活状況調査など活用）
ii 情報提供、管理者も含めた啓発教育の実施（労働者のヘルスリテラシー*の向上）
iii 課題解決のための健康指導・サポート（福利厚生充実、外部資源の活用など）

について、計画的かつ継続的に実施してください（PDCA）

また、健康指導対象者のフォローアップにも留意してください

※「ヘルスリテラシー」とは 『健康に関する情報を入手』→『情報を正しく理解』→『情報を適正に活用』
以上3ステップに関する能力（参考：厚生労働省 eJIM「統合医療」情報発信サイト）

【9 関係機関、助成金、相談窓口等情報】

● 関東安全衛生技術センターに東京試験場（免許試験）を開設（R6.4）

所在地：東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー21階

T E L：03-6432-0461

※ 免許試験のオンライン申請も可（一部試験を除く）

● 【エイジフレンドリーガイドライン補助金制度】TEL：03-6381-7507

《申請担当》一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース、② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース、③ コラボヘルスコース（①・②上限100万円、③上限30万円）

※ 補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

- **【化学物質のリスクアセスメント相談窓口】** TEL: 050-5577-4862（無料）
《相談窓口》テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
～化学物質管理（ラベル・SDS・リスクアセスメントなど）に関する電話相談～
開設期間：令和6年4月1日～令和7年3月18日 平日10：00～17：00
- **【静岡産業保健総合支援センター】**
TEL：054-205-0111（無料）
産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
 - ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業主等向け相談対応
 - ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
 - ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等
- **【富土地域産業保健センター（富士市医師会内）】**
TEL：0545-57-5211（無料）
産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
 - ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導、健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等
- **【中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援】**
 - ・中央労働災害防止協会などの災害防止団体による支援（無料）

【10 講習、イベント等のお知らせ】

● **【令和6年度富士労働基準協会講習案内】**

富士労働基準協会
講習案内・申込み ⇒



✓ **要チェック講習**

「騒音障害防止対策管理者研修（12月）」

「改正騒音障害防止ガイドライン」対象の騒音職場は多岐にわたります（各種動力機械、手持動力工具や、建設業などの屋外作業も対象となります－P15参照－）

また、改正ガイドラインでは、新たに、「騒音障害防止対策管理者」の選任が定められ、必要な研修カリキュラムも定められています。

本研修は改正ガイドラインに則り実施されます。本研修を活用して、騒音障害防止対策管理者の選任及び騒音管理の徹底をお願いします。

「第1種、第2種衛生管理者試験準備講習（10月）」

衛生管理関係の法令、指針及びガイドライン・通達などは毎年見直され、衛生管理者の職務も幅広い知識が求められていることから、衛生管理者試験の合格率も年々低くなる傾向にあります。

直近の公表問題含め、過去の出題テーマを中心とした講習です。理解度テスト、模擬試験も交えながら、また、最新の通達等も紹介しながら、効果的かつ実務的な試験対策講習となっていますので、ご利用願います。

● 【今後のイベント予定】 注) 内容については変更となる場合があります

- ・ 10/3 (木) am 優良事業場見学会 (ポラテック富士(株) プレカット工場)
無料 (昼食付きで、静岡県産業安全衛生大会に参加できます)
- ・ 10/3 (木) pm 静岡県産業安全衛生大会 グランシップ 無料
特別講演 『AI は天使か悪魔か~AI は私たちに何をもたらすのか~』
講師 株式会社感性リサーチ 代表取締役 黒川伊保子 氏
- ・ 11/19 (火) pm 労働衛生管理セミナー 静岡労政会館 受講料 3,800 円
特別講演 『安全は心の健康から
~メンタルヘルス対策で精神疾患ゼロの職場づくり~』
講師 菊地 麻衣子 氏
&MIND 代表産業カウンセラー ホスピタリティトレーナー
- ・ 2/26 (水) pm 労務管理研修会 ロゼシアター 無料
特別講演 「ハラスメントの現状と対策について」 (仮題)
講師 静岡労働局 雇用環境・均等室 担当官

● 【呼吸用保護具フィットテスト実施支援】

防じんマスク、防毒マスクなどの呼吸用保護具については、溶接ヒュームのほか、作業環境測定結果が第3管理区分の作業場で使用される場合についても、フィットテストの実施が義務付けられています。

また、化学物質のリスクアセスメントに基づき使用される呼吸用保護具について、厚生労働省の関係指針及び関係通達によりフィットテストを実施するよう通知されています。

富士労働基準協会では、フィットテストの普及のため、実施担当者の養成研修や依頼によるフィットテストを実施していますので、ご利用願います。

※ フィットテスト実施担当者研修での実習及び事業場におけるフィットテスト実施結果では、合格率(定量的フィットテスト)が60%程度となっています
呼吸用保護具の適正な選択・着用の徹底のために、フィットテストの実施に努めてください

✓ 「定量的フィットテスト」、「定性的フィットテスト」(JIS T8150:2021)

精度では「定量的フィットテスト」ですが、機器・外部委託・レンタルともそれなりの費用
精度は劣りますが、「定性的フィットテスト」は安価で実施できます

対象労働者数、頻度(法令では年1回ですが、JISでは保護具初使用、保護具変更時、身体状態の変化等の際、随時実施することと定められています)など考慮し、実施方法を検討してください

化学物質管理者、保護具着用管理責任者、衛生管理者等の方は、その職務に応じて、フィットテストの内容や保護具の着用方法に関する知識を持っていただくことが望まれます

定量的フィットテスト



定性的フィットテスト



(イラスト: ミドリ安全 HP より)